主

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人井本臺吉の上告趣意について。

所論は、全く原判決の誤読に基くものである。原判決の法律適用の説明によれば、 判示第一の各窃盗と第二の各強盗とは一つの連続犯となるが、この連続一罪と第四 の(一)(二)、第五、第六の各窃盗とは併合罪(五箇の罪)となる意味であるこ とは明白であつて、所論のように各窃盗は窃盗だけで一連続犯となり各強盗は強盗 だけで一連続犯となると説明しているのではない。論旨は、それ故理由がない。

よつて旧刑訴四四六条に従い、主文のとおり判決する。

この判決は裁判官全員の一致した意見である。

検査官 岡本梅次郎関与

昭和二六年三月二二日

最高裁判所第一小法廷

裁判	長裁判官	眞	野			毅
	裁判官	澤	田	竹	治	郎
	裁判官	斎	藤	悠		輔
	裁判官	岩	松	=		郎